三原市立第四中学校 生徒指導規程

第1章 総則

第1条（目的）

本規定は、学校教育法および本校の教育目標に基づき、生徒一人ひとりの社会的資質および行動力を高め、健全な育成を図ることを目的とします。生徒自らがきまりの意義を理解し、主体的に充実した学校生活を送ることができるよう指導を行うものとします。 また、指導して終わりではなく、生徒が孤立したり自暴自棄になったりしないよう、スクールカウンセラーと連携したり、今後の生活や学習についてフォローアップを行うものとします。

第2章 学校内での生活

第2条（登校時刻・遅刻・早退）

登校時刻として、8時15分には教室の自席に座っていること。 この時刻以降を、「学校遅刻」とします。 特例自転車通学を願い出て許可された人以外は、徒歩通学です。

（1） 遅刻3回・6回で家庭連絡をします。

（2） 遅刻9回で保護者に来校していただきます。

（3） それ以降は、上記の指導を繰り返し行います。

（4） 早退する場合は、保護者と連絡をとり確認します。生徒一人で早退した場合は帰宅後、学校へ連絡させます。

第3条（完全下校時刻）

完全下校時刻とは、校舎および校地から完全に退出し、下校を完了していなければならない時刻とします。完全下校時刻を守れなかった場合、事情を聴取し必要な指導を行います。

第4条（身なり・服装）

衛生的で中学生らしい身だしなみに気をつけ、健康で安全な学校生活を送れるように心がけること。「身なり規定」については、別途（『学校生活のきまり』）で定めます。

（1） 違反がある場合は、保護者に連絡し、直すよう指導します。頭髪等、正すのに一定期間を要するものは、期日を定め、直させます。

（2） 違反に対しては、その事実と指導の経過を家庭に連絡します。

（3） 指導に応じない場合や期日までに正せない場合には、保護者に来校していただき指導し

ます。正すまで特別な指導（別室指導等）を行います。

第5条 （持ち物）

学校には、教科書・学用品等、学校生活に必要なもの以外は持参しないこと。

（1） 不要物を持ってきた場合には、学校で預かり、保護者へ連絡の後、保護者に返却します。

（2） 繰り返し不用物の持ち込みがみられる場合は、特別な指導を行います。

第6条 （学習規律について）

（1） 暴言・騒ぐ・暴れる・立ち歩き・指導に従わない等の授業妨害については、特別な指導をします。該当生徒とその保護者に来校していただきます。

（2） 授業中に、寝る・私語をする・学習意欲がなく授業に集中しない等で、指導を受けても改善が見られない生徒は、特別な指導を行います。

（3） 授業に繰り返し遅刻する場合は、家庭と連携して指導を行います。

（4） 再三の教科書・ノート等の授業道具忘れは、家庭と連携して指導を行います。

第7条 （清掃について）

（1） 掃除中には私語をせず、集中して時間いっぱい取り組みます。

（2） 掃除終了後、担当教職員と点検表に基づいて振り返りを行い、不十分な場合は放課後にやり直しをします。

第8条 （試験の受け方について）

（1） 試験中（単元テスト等の小テストも含む）は、不正行為または不正行為と疑われるようなことがないようにすること。不正行為があった場合、次の通りとなります。

① 以後の受験は認めず、当該試験期間中の得点は原則すべて0点とします。

② 保護者に学校に来ていただきます。

③ 再テスト等は受けられません。

（2） 採点後の答案書き換え等の不正行為については、当該教科を原則0点とし特別な指導を行い、該当生徒とその保護者に来校していただき指導を行います。

第9条 （自転車通学）

自転車通学生の違反行為（ノーヘルメット・二人乗り等）については、次の通りとなります。

（1） 1回目は、保護者連絡を行います。

（2） 2回目は、3日間の自転車通学停止処分とします。

（3） 3回目は、1か月間におよぶ自転車通学停止処分とします。

（4） 4回目以降は、年度内の期間中におよぶ自転車通学許可の『取り消し』処分とします。

※別紙「特例による自転車通学規定」より抜粋

第10条（徒歩通学）

徒歩通学生の違反行為（許可のない自転車通学等）については、保護者に来校していただき指導を行います。

第11条（登校後の外出について）

（1） 許可なく学校外に出た場合は家庭連絡します。状況により警察に保護願いを出します。

（2） 無断で学校外に出ることがあった場合は、特別な指導を行います。

第12条（部活動について）

（1） 部活動には、制服、体操服、部活動で定められた服装で参加し活動します。

（2） 部活動に関する諸規定が守れなかった場合は、部活動参加を停止し指導を行います。

第3章 学校外での生活

第13条（安全に関すること）

交通法規や、その他の社会生活に関する法を守り、安全な生活を送るようにすること。

第14条（長期休業中）

長期休業中は、事前に配布する「生活の心得」や「学校生活の決まり」を守り、有意義なものにすること。

第15条（アルバイト）

アルバイトは、原則認めません。ただし、特別な事情がある場合は保護者からの申請を受けて判断します。

第4章 特別な指導

第16条 （特別な指導の目的・内容）

（1） 特別な指導は、生徒が自ら起こした問題行動を反省し、よりよい学校生活を送り、人間形成を行うためのものです。生徒が同じ過ちを繰り返さないように、自分がした問題行動について、しっかりと振り返り、「事実」「何がいけなかったのか」「誰に迷惑をかけたのか」「今後どうすればよいのか」等を考え、自省することを目的とします。

（2） 指導内容や期間等は、事案ごとに生徒指導委員会で協議し、学校長が判断します。

（3） 指導場所は別教室とし、基本的に他の生徒と接触しないよう、登下校の時間・休憩時間等も配慮します。

（4） 特別な指導を行う場合は、事前に家庭と連携を行います。場合によっては保護者に来校していただき連携を行います。

（5） 法令・法規に違反する行為・暴力行為・いじめ等については、その内容に応じて、警察・こども家庭センター等の関係機関と連携します。いじめ行為があった場合は、『いじめ防止基本方針』に則り対応します。

（6） 繰り返し問題行動を起こし、他の生徒の教育に妨げがあると認める生徒に対しては、「出席停止」を検討します。「出席停止」を実施する場合は、「三原市立学校管理規則」に従って取り組みます。

第5章 校内・校外での問題行動

第17条（問題行動について）

校内・校外での、下の(4)～(6)のような行為を「問題行動」とし、次のような手順で特別な指導を行います。

（1） 保護者に来校していただき、状況の説明及び指導をします。

（2） 必要によって、関係機関（警察や子ども家庭センター等）と連携します。

（3） 問題行動を行った生徒には、じっくり反省をさせ、再発防止のために一定期間、特別な指導を行います。「特別な指導」とは、学級集団としての平常の授業場所（教室）から離れ、別室にて、行為を振り返り、再発防止と今後より良い学校生活を送ることができるようになることを目的に行います。この特別な指導の期間は、部活動に参加できません。指導の目的を達成したと校長が判断したとき、特別な指導を終了します。

（4） 校内での「問題行動」に対する特別な指導

① 次に示す問題行動があった場合、1日以上の特別な指導を行います。

対教師暴力、生徒間暴力、器物損壊、窃盗、いじめ、校外エスケープ、校内でのスマートフォン等電子機器の使用、校内で撮影した写真、動画等を SNS に載せる等

② 次に示す問題行動があり、指導を受けたにも関わらず、繰り返し行った場合、半日以上の特別な指導を行います。

暴言、授業妨害、授業エスケープ、指導無視、不用物の持ち込み、頭髪・服装違反

（5） 校外での「問題行動」 に対する特別な指導

次に示す問題行動があった場合、1日以上の特別な指導を行います。

飲酒、喫煙、万引き（窃盗）、 夜間徘徊、家出、暴力行為、器物損壊、不純異性交遊等

※広島県青少年健全育成条例では、青少年の23時から6時までの外出は制限されており、 違反した場合は補導の対象となります。

（6） 「反社会的」行動に対しては、警察と連携し、その対処や指導を行います。 反社会的な行動については、同意、手助け、一緒に行動、同席もしてはいけません。

＜反社会的な行動（問題行動）の例＞

① いじめ・脅し　② 飲酒・喫煙　③ 暴力行為・器物破損
④ 金品強要（恐喝）　⑤ 窃盗・万引き　⑥ 無免許運転・暴走行為
⑦ 夜間徘徊（家出）　⑧ シンナーなどの薬物乱用
⑨ 性に関する問題行動（援助交際など）
⑩ 爆竹、警報機を鳴らす。他人の持ち物へのいたずら 等
⑪ SNS 等での誹謗中傷など、情報モラルに反する行為
⑫ その他、法律に触れる行為や補導の対象となる行為

第6章 その他

第18条（携帯電話やスマートフォン等について）

携帯電話やスマートフォン等の通信機器については以下のように取り扱います。

① 所持・使用方法・管理等については、保護者の責任のものとします。

② 学校生活内における所持、使用は禁止します。

③ 携帯電話やスマートフォン等の使用に起因するトラブル、ネット問題等の事案に対しては、学校では対応しかねるため、警察や専門機関に対応を求めます。

※やむを得ない合理的な事情がある場合、保護者が「スマホ・携帯電話等の学校持込許可申請書」を学校に提出し、学校長が許可するか否か判断します。許可された場合、許可書のルールを守ること。

第19条（保護者対応に関して）

保護者の教職員への暴力行為、威圧行為については関係機関（警察等）と連携します。

平成23年5月24日 施行
令和4年4月1日 一部改訂
令和4年11月1日 一部改訂
令和5年11月16日 一部改訂
令和7年4月1日 一部改訂
令和8年9月1日 全面改訂